

第三者委員会報告における未解明の徹底究明と川辺堀之内土地区画整理事業組合への市助成金交付の妥当性及び同組合の資金管理等の実態解明を求める決議

「日野市元副市長の日野市立病院と川辺堀之内土地区画整理組合の兼業による二重報酬受取等に関する実態調査のための第三者実態調査委員会報告書」において、市立病院における日当 60,000 円等の支給問題や、勤務・業務管理監督の責任所在がいまだ未解明である。あわせて川辺堀之内土地区画整理組合の未解明な問題に対し、市は区画整理組合の認可権者である東京都と共同して組合の資金管理等に問題が無かったか更に調査すべきと総括されている。

また、令和 2 年第 1 回市議会定例会における質疑等を通して、元副市長と組合役員らが報酬に対する税負担分の補てんとして、組合事業費より「特別損失補償」を行っていたこと、その保証金の受取りに際し「公共事業用資産の資産買取等証明書」を発行していたこと、組合事業費から「組合互助会」への多額の助成金を支出し商品券等を購入していたこと、及び組合の定款や工事請負規定に基づかない「工事契約行為」など、通常であれば理解しがたい新たな疑惑が生じていることが市側の説明で明らかにされた。

よって、日野市議会は市に対して、早急に第三者委員会報告における未解明部分の市としての徹底究明と、川辺堀之内土地区画整理事業組合への市助成金交付の妥当性及び、同組合の資金管理等の実態解明と市民への説明責任果たすことと同時に、再発防止に努めるよう強く求める。

以上、決議する。